

諫早市 空き家バンク

市内の空き家利活用を目的に、**売りたい・貸したい**所有者と
買いたい・借りたい利用者をつなぐ制度です

空き家所有者

空き家を有効活用したい
空き家を売りたい・貸したい

利用希望者

空き家を探している
空き家を買いたい・借りたい

空き家バンク



物件情報は
・市ホームページ
・全国版空き家バンク
・移住定住推進課窓口
で公開中！



空き家バンクの登録物件を購入・賃借
された方には、**補助制度** があります！
(詳しくは内面へ)

問合せ： 諫早市 移住定住推進課(本館7階)
諫早市東小路町7-1 TEL:0957-22-1500
E-mail: iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



【利用手続き】



【物件情報】

空き家バンクの登録と利用の流れ

空き家所有者 (売りたい・貸したい方)

①空き家物件の登録申請

「空き家バンク登録申込書」と「空き家バンク登録カード」を移住定住推進課へご提出ください。(郵送・メール可)

②物件の現地確認・登録

所有者(又は代理人)の立ち合いのもと市職員の現地調査後に登録します。登録後は市ホームページ等で物件情報を公開します。

③内見対応

利用希望者から内見希望があった場合は市が日程調整をしますので、立ち合いをお願いします。

④物件交渉・契約

利用希望者との交渉を希望する場合は宅地建物取引業者の仲介のもと交渉開始です。

空き家の登録要件

- ☐ 諫早市内の空き家である
- ☐ 売買及び賃貸を目的に建てられていない個人又は法人の所有である物件
- ☐ 土地及び建物の所有者が同一である
- ☐ 相続などの設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- ☐ 共有名義の場合は名義者全員の承諾が得られている物件
- ☐ 宅地建物取引業者と売買等の媒介契約をしていないこと

諫早市 空き家バンク

情報提供 連絡調整

※市では物件の「管理」や「斡旋」及び「交渉・契約」は行っていません。

宅地建物 取引業者

市と協定を結んでいる協会の仲介で交渉・契約を進めます。

利用希望者 (買いたい・借りたい方)

①空き家情報の閲覧

市ホームページ等で登録物件の情報を検索。

②利用者希望登録

詳しい物件情報や内見を希望する場合は「空き家バンク利用希望申込書」と「空き家バンク利用登録カード」を移住定住推進課へご提出ください。(郵送・メール・電子申請可)

③問合せ・内見依頼

詳しい物件情報や内見を希望する場合は移住定住推進課へご連絡ください。(内見は原則平日・希望日は複数日程用意)

④物件の交渉申込

交渉を希望する場合は、「物件購入(賃貸)希望調書」をご提出ください。(書類提出を受け所有者側が交渉に入るかどうか決定します)

⑤物件交渉・契約

交渉となった場合は、「空き家利用申込書」と「誓約書」を移住定住推進課へご提出ください。(郵送・メール・電子申請可)

利用希望者の登録要件

- ☐ 地域住民と協調して生活できる方
- ☐ 空き家の転売・転賃を目的としない方
- ☐ 市県民税等を滞納していない方
- ☐ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

令和7年度諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金



諫早市空き家バンク
利用登録者支援補助金って？

空き家バンクの物件を“**購入し改修**”
または“**賃借**”された方が使える
補助制度です



補助対象物件

諫早市空き家バンクに登録された物件

＊物件の所在地によって補助金額が異なります

補助対象者

○空き家を購入し、かつ、改修し居住
または利用を開始する方

○空き家を賃借して居住または利用
を開始する方

補助金交付の条件

- ・市県民税等及び国民健康保険料を滞納していない方
- ・空き家の所有者の3親等以内の親族でない方
- ・空き家を購入または賃借後、自ら利用する方 ※登録物件への住民票異動が必須です。

補助対象となる経費

- ・空き家の改修費(清掃費並びに家具等の処分及び購入経費を除く)
- ・空き家の賃借料(物件に附属する駐車場の使用料を含む)

交付申請の時期

○改修費補助＝物件の売買契約締結日から起算して1年以内、かつ、改修の着手前まで

○家賃補助＝最初にその月分の家賃月額を支払った当該月の末日まで

(例:1月1日から入居開始し、1月分の家賃全額を支払った場合→1月末までに申請)

※前年度から引き続き家賃補助の交付を受ける方は、4月末までが申請期限です。



予算の上限に達した場合は早期に申請受付を締め切る場合があります。

事業の流れ

<改修費補助>



※交付決定後に
改修工事開始

①改修業者の
見積り

②交付申請

③審査・
交付決定

④改修工事の
実施・完了

⑤実績報告

⑥審査・補助額
の確定

⑦請求・交付

※①改修業者は原則市内に本店、支店または営業所等を有する業者です。(法人・個人は問わない)

※⑤実績報告は改修が完了した日から30日以内又は令和8年3月末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

<家賃補助>



①居住開始

②交付申請

③審査・
交付決定

④実績報告

⑤審査・補助額
の確定

⑥請求・交付

※③実績報告は前期分は令和7年9月末まで、後期分は令和8年3月末までに提出してください。

※⑦補助金の交付は前期分(令和7年4月～9月)後期分(令和7年10月～令和8年3月)に分割して行います。

補助金額

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・ 本野小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月

詳細は

諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

